



平成 28 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社日本製鋼所
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 育男
コ ー ド 番 号 5631 東証・名証第1部
問 合 せ 先 総 務 部 長 菊 地 宏 樹
電 話 : 03-5745-2001

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、本日、関東財務局に有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を本日付で提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となった内部統制報告書

第 89 期（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）内部統制報告書

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書の記載事項のうち 3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所は_____線を付して表示しております。

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない判断しました。

記

当社の平成 27 年 3 月期の決算手続きの中で、当社の連結子会社であるファインクリスタ

ル株式会社（以下、「本件子会社」）において、売上原価を過少計上する不適切な会計処理（以下「本件不適切会計処理」）が行われていた事実が判明しました。

当社はこの事実を受けて、内部調査を進めてきましたが、原因の特定及び同種の不適切な会計処理が他の子会社や他の期間で行われていないかどうかの確認、また、再発防止策の策定を目的として、専門的能力を有した弁護士、社外監査役を含む内部調査委員会を平成 28 年 3 月 28 日付で設置しました。

内部調査委員会の調査・検証により、本件子会社において、平成 27 年 3 月期決算において、売上原価を過少に計上していたことが明らかになりました。

本件不適切会計処理に対する当社の対応として、平成 27 年 3 月期以降の決算を訂正し、平成 27 年 3 月期の有価証券報告書、平成 28 年 3 月期第 1 四半期から平成 28 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、本件子会社における全社的な内部統制において、本件子会社の経営陣及び本件不適切会計処理を行った従業員（以下「課員」）におけるコンプライアンス意識が欠如していたこと、課員が自部門の上司や関係者に業務上の疑問点や不明点を相談することができない職場の環境・風土が形成されていたこと、上司による課員の業務負荷状況の確認等の配慮が不十分であったという運用上の不備があったこと、また、決算・財務報告プロセス統制において、一部の会計処理が上司のチェック・承認のないまま行われたという運用上の不備があったことにより発生したものと認識しております。

以上の本件子会社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセス統制に関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、内部調査委員会からの報告を踏まえ、以下のとおり再発防止策を推進してまいります。

- (1) 本件子会社の内部統制の再構築とコンプライアンス意識の確立
- (2) 子会社管理体制の強化
- (3) 監査機能等の強化

以 上